

千葉県高齢者保健福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

概要版

令和6年3月

千葉県

千葉県高齢者保健福祉計画について

【計画の位置付け】

◇老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」を一体的に策定した計画です。

◇千葉県総合計画の高齢者福祉分野に関する個別計画です。

【計画の期間等】

◇令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2040 年度）までの 3 年間

◇生産年齢人口が急減し、高齢者人口がピークを迎える令和 22 年度（2040 年度）を見据えた計画とします。

基本理念と基本的視点

基本 理念

高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現

一人一人が個性豊かに生き生きとした生活を送り、誰をも地域の必要な一員として認め合い、安心して暮らし続けられる地域社会の実現を、世代を超え、地域の皆が力を合わせて目指します。

基本的 視点

ア 地域共生社会の実現
ウ 生涯現役社会の実現

イ 高齢者の尊厳の確立
エ 安心・安全・健やかな生活環境の整備

計画全体を貫く考え方、それぞれの施策や事業の実施に当たり常に持つべき視点を基本的視点として位置付けました。

基本目標

本計画の取組を通して目標とする社会の実現に向けて、2 つの基本目標を掲げ、それぞれの目標達成に必要な基本施策を位置付けます。

基本 目標Ⅰ

個性豊かに、健康で生き生きとした暮らしの実現

高齢者の活躍を支援するための目標です。

高齢者自らが健康づくりを行い、就労や地域活動、趣味やスポーツ等、様々な社会参加を通じて生きがいのある自分らしい生活を実現させていくことが、生活の質の向上につながります。

基本 目標Ⅱ

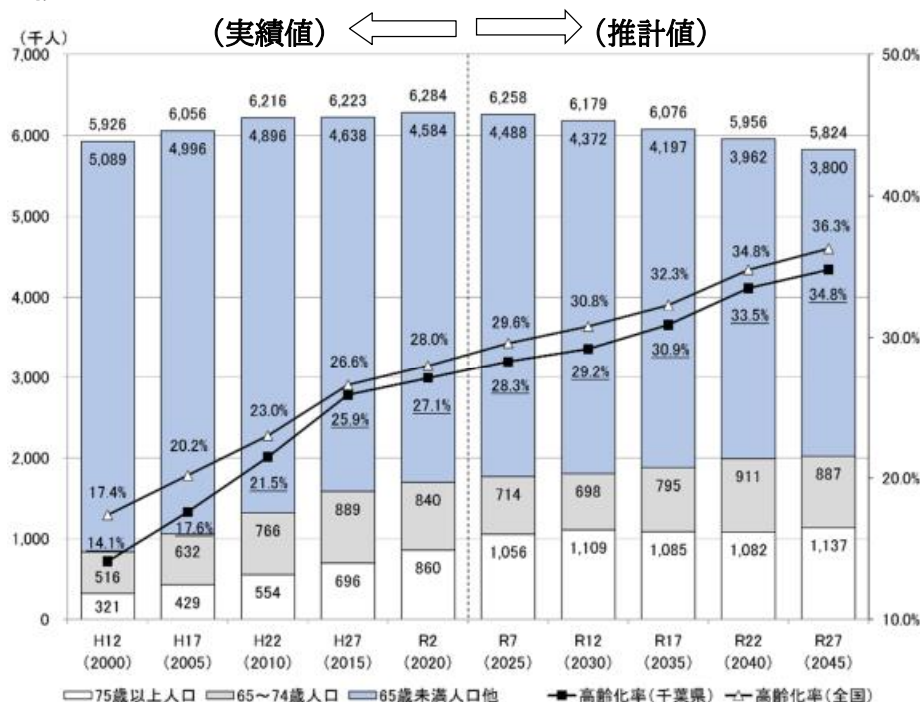
介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせる地域社会の構築
～地域共生社会実現のための地域包括ケアの深化・推進～

地域社会づくりのための目標です。

「支える側」、「支えられる側」という従来を超えて、地域の中で住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、支え合うという関係を構築することで、介護が必要になっても、安心して自分らしい暮らしを続けることができるような地域社会の実現を目指します。

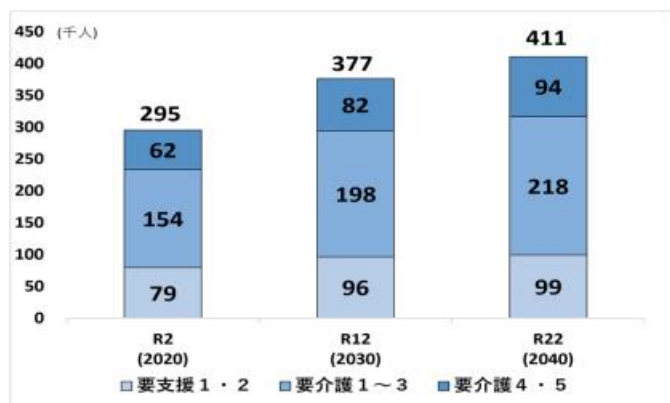
高齢者の現状と見込み

★千葉県県の人口推移と将来推計



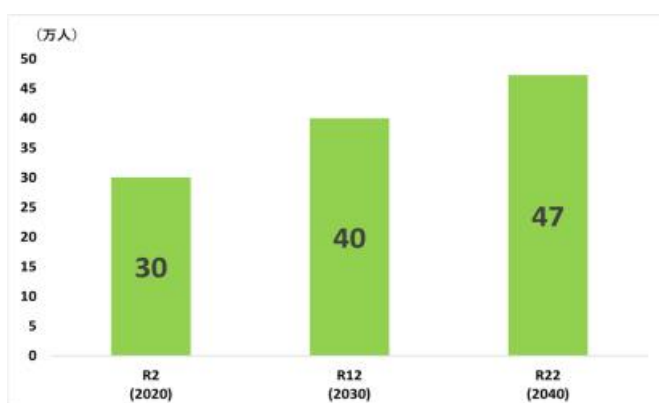
○令和 22 年（2040 年）の高齢化率は 33.5%と、3 人に 1 人以上が 65 歳以上の高齢者となり、令和 27 年（2045 年）の高齢化率は 34.8%になると見込まれています。

★要介護等認定者数の将来推計



○本県の要介護等認定者数は、令和 22 年度（2040 年度）には約 41 万 1 千人に増加する見込みです。このうち、要介護 4～5 の重度者は、令和 22 年には約 9 万 4 千人に増加する見込みです。

★認知症高齢者数の将来推計



○本県の認知症高齢者数は、令和 22 年（2040 年）には、約 47 万人に増加すると見込まれています。

※ 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」による認知症有病率に本県の高齢者数を乗じて推計

課題

- ① 総人口が減少し、高齢化率が上昇することで、地域力の低下を招くおそれがあります。地域で暮らす多様な主体が、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、生きがいや役割を持って支え合う地域づくりが重要になります。
- ② 地域に暮らす住民等が主体となって、それぞれの強みを生かしながら、行政とともに協働して地域づくりに取り組むことが必要です。
- ③ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における様々な支援などの担い手の確保が重要です。

基本目標Ⅰ 個性豊かに、健康で生き生きとした暮らしの実現

基本施策Ⅰ－１ 生涯現役社会の実現に向け、社会参加・生きがいを支援する環境の整備の促進

【趣旨】高齢者が就労や地域社会での役割を通じて生きがいを持ち、意欲や能力に応じて活躍できるよう環境整備を促進します

① 生涯現役社会に向けた社会参加の促進と高齢者が役割を持って活躍できる地域づくりの推進	主な取組 【生涯大学の運営】 【ボランティア参加の促進】 【高齢者の就業機会の確保】 【明るい長寿社会づくりの推進】 等
② 高齢者が意欲・能力に応じて働き続けることができる環境づくりの推進	
③ 生きがいを支援	

基本施策Ⅰ－２ 健康寿命の延伸とともに自立した生活の実現に向けた高齢者の心身の機能の維持・向上の促進

【趣旨】高齢者が尊厳を持って自立した生活を営めるよう、生活習慣病対策や介護予防と高齢期に応じた心身機能の維持・向上を促進します

① 高齢者の健康づくりや生活習慣病対策等の推進	主な取組 【高齢者の食育の推進】 【ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防】 【自立支援、介護予防及び重度化防止に関する市町村への支援】 等
② 自立支援、介護予防及び重度化防止の推進	

基本目標Ⅱ 介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせる地域社会の構築～地域共生社会実現のための地域包括ケアの深化・推進～

基本施策Ⅱ－１ 地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

【趣旨】地域の支え合い体制づくりと防犯・防災の環境整備を行い安全・安心な地域づくりを推進します

① 地域での支え合い・見守りネットワークの整備促進	主な取組 【ちばSSK（しない・させない・孤立化）プロジェクトの普及啓発】 【生活支援コーディネーターの養成】 【高齢者虐待防止対策の一層の推進】 【成年後見制度の推進】 【重層的支援体制整備を実施する市町村への支援】 【介護施設・事業所における感染症等発生及びまん延防止体制の確立】 【千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）の体制強化】 等
② 生活支援体制整備の促進	
③ 生涯を通じた福祉に関する教育・学習・ボランティア活動の促進	
④ 安全・安心な生活環境の確保	
⑤ 困難を抱える高齢者への支援	
⑥ 災害・感染症への対応	

基本施策Ⅱ－２ 医療・介護連携の強化と地域生活を支える介護サービスの充実

【趣旨】在宅医療や介護サービスを効率的かつ効果的に提供する体制を確保するとともに、医療と介護の連携体制づくり等を支援します

① 在宅医療の推進と看取り	主な取組 【在宅医療を実施する医療機関の増加支援】 【在宅医療・介護連携の推進に取り組む市町村への支援】 【地域リハビリテーション支援体制の整備推進】 【地域密着型サービスの開設準備支援、整備支援】 【介護サービス事業者の指導】 【高齢者相談窓口の設置】 【ヤングケアラーへの支援】 等
② 医療・介護サービスの連携強化と多職種協働の推進	
③ 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進	
④ 介護サービスの整備・充実	
⑤ 介護サービスの質の確保・向上	
⑥ 介護する家族等への支援	

基本施策Ⅱ－３ 認知症の人やその家族などに対する総合的な支援の推進

【趣旨】認知症の人やその家族を支える地域支援体制の構築を推進します

① 認知症に対する正しい理解の普及・啓発と認知症バリアフリーの推進	主な取組 【認知症サポーターの養成・活躍】 【チームオレンジの実施促進】 【認知症予防の普及啓発】 【認知症初期集中支援チームの体制整備促進】 【認知症介護実践者等の養成】 【認知症相談コールセンターの運営】 【若年性認知症対策の総合的な推進】 等
② 認知症予防の推進	
③ 早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備、多職種協働の推進	
④ 認知症支援に携わる人材の養成	
⑤ 本人やその家族への支援と本人発信支援	
⑥ 若年性認知症施策の推進	

基本施策Ⅱ－４ 高齢者が暮らしやすい住まい・まちづくりの推進

【趣旨】心身や世帯等の状況に応じた住まいづくりやバリアフリーに配慮したまちづくりを推進します

① 多様な住まいのニーズへの対応	主な取組 【民間賃貸住宅への入居支援】 【サービス付き高齢者向け住宅の供給促進】 【広域型特別養護老人ホームの開設支援、整備促進】 【持続可能な地域公共交通の確保支援】 等
② 自立や介護に配慮した住宅の整備促進	
③ 施設サービス基盤等の整備促進	
④ 自立や介護に配慮した安全・安心なまちづくりの促進	

基本施策Ⅱ－５ 地域包括ケアシステムを支える（保健・医療・福祉・介護）人材の確保・育成・定着に向けた取組及び介護現場の生産性向上の推進

【趣旨】地域包括ケアの推進にあたり、保健・医療・福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組及び介護現場の生産性向上を推進します

① 人材の確保・養成	主な取組 【医師、看護職員を目指す学生に対する修学支援】 【県立保健医療大学における人材育成】 【医師キャリアアップ・就職支援センターの運営】 【資質向上を図るため研修の実施】 【外国人介護人材への支援】 【介護事業所における ICT 導入支援】 【介護現場の業務改善に係る相談センターの設置】 等
② 人材の育成	
③ 人材の定着	
④ 生産性向上のための取組推進や経営の協働化・大規模化	

基本施策Ⅱ－６ 地域包括ケアシステムの推進に向けた市町村の取組支援

【趣旨】地域包括ケアシステムの推進に取り組む市町村を支援します

① 地域包括ケアシステムの推進に向けた県民の理解の促進	主な取組 【地域包括ケアシステムに関する県民への普及啓発】 【介護予防に関する市町村支援】 【地域包括ケアシステム体制整備に係る市町村支援】 等
② 地域の特性に応じた体制づくりを進める市町村への支援	

基本施策Ⅱ－７ 介護サービス基盤の計画的な整備

【趣旨】介護サービスの利用状況や利用見込み量に応じて、介護サービス基盤を計画的に整備します

① 施設・居住系サービスの整備目標数（必要入所（利用）定員総数）の設定	主な取組 【施設・居住系サービスの整備目標数の設定】 【訪問看護ステーションの設置促進】 【老人短期入所居室（ショートステイ）の整備促進】 等
② 地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な整備	

基本施策Ⅱ－８ 介護保険制度の適切な運営支援

【趣旨】介護給付の適正化事業など介護保険制度の適切な運営に取り組む市町村を支援します

① 介護給付適正化に向けた市町村への支援	主な取組 【介護給付費適正化・適切化推進特別事業】 【介護認定調査員等への研修】 【介護サービス事業者の指導】 等
② 適正な介護サービスの提供	
③ 介護サービス事業者の経営情報の調査・分析	

介護サービスの利用見込み

○主な居宅サービス

居宅サービス		令和5年度	令和8年度
訪問介護	回／月	1,310,400	1,493,547
訪問看護	回／月	247,786	302,524
訪問リハビリテーション	回／月	69,749	81,196
通所介護	回／月	481,432	537,179
短期入所生活介護	日／月	180,826	208,652

○主な施設サービス

施設サービス		令和5年度	令和8年度
介護老人福祉施設	人／月	26,840	29,193
介護老人保健施設	人／月	14,053	14,093
介護医療院	人／月	1,014	1,964

○主な地域密着型サービス

地域密着型サービス		令和5年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	1,090	1,481
小規模多機能型居宅介護	人／月	2,694	3,302
看護小規模多機能型居宅介護	人／月	854	1,540
認知症対応型共同生活介護	人／月	7,409	8,361

施設の整備目標

○介護保険施設等の整備

介護保険施設等の整備		令和5年度	令和8年度
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設)	(人)	31,386	33,950
介護老人保健施設	(人)	15,342	14,929

介護サービス提供見込みに伴う費用負担

○県内市町村が介護給付及び予防給付等に要する費用の見込み

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
千葉県	4,349 億円	4,591 億円	4,779 億円	4,948 億円

主な指標

指標	現状	目標
高齢者が安心して暮らせる 高齢者施策についての県民の満足度	11.0% (R4)	35.0% (R8)
高齢者の社会参加が 進んでいると感じる県民の割合	31.1% (R4)	40.0% (R8)
介護が必要となっても自宅や地域で 暮らし続けられると感じる県民の割合	31.6% (R4)	50.0% (R8)

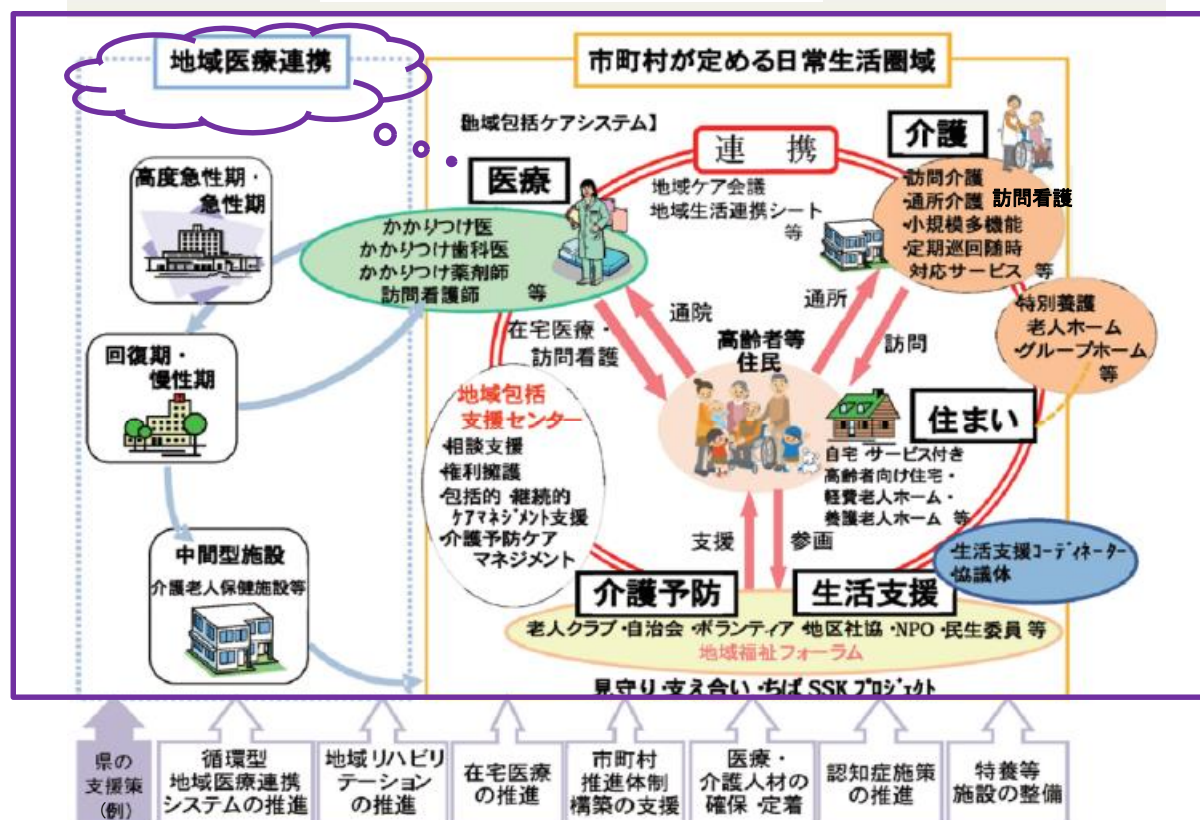
地域包括ケアについて

地域包括ケアとは、市町村が定める日常生活圏域（中学校区等）において、高齢者の方が要介護等の状態になっても必要に応じ、在宅医療、訪問介護・看護、介護サービスや見守り・配食等の様々な生活支援サービスの提供等により、住み慣れた居宅、地域で暮らし続けることを目指すものです。

高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けるためには、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援サービス」が、地域の中で一体的に提供される仕組み作りが必要です。この仕組みを『地域包括ケアシステム』といいます。

地域包括ケアの推進のためには、高齢者の方をはじめ、世代を超えて県民一人ひとりが地域の社会活動等に参加するなど、地域全体で取り組んでいくことが大切です。

「地域包括ケアシステムの概要」



相談窓口

★高齢者の介護、福祉、医療に関する相談 （どこに相談していいかわからない場合）など ※地域包括ケア全般について	○お住まいの市町村の地域を担当する「地域包括支援センター」 ※地域包括支援センター一覧は下記の千葉県ホームページでご覧いただけます。 https://www.pref.chiba.lg.jp/hoken/kaigohoken/service/houkatsushien.html
★介護サービスを利用したい、施設に入りたい等の相談 ※介護保険や介護サービスに関すること	○お住まいの市町村介護保険担当窓口 ※市町村介護保険担当窓口一覧は下記千葉県ホームページでご覧いただけます。 https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/service/busho.html ○お住まいの市町村の地域を担当する地域包括支援センター
★健康や病気に関する相談、医療機関や医療内容の相談 等	○千葉県医療安全相談センター TEL. 043-223-3636 （月～金（祝日、閉庁日を除く）午前9時から12時・午後1時から4時30分）
★医療機関の検索	○医療情報ネット（ナビイ） https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize
★高齢者虐待について	○お住まいの市町村又はお住まいの市町村の地域包括支援センター
★高齢者虐待のほか、施設での介護や、高齢者に関する心配事の相談	○高齢者相談専用電話（千葉県） TEL. 043-221-3020（平日の午前9時から午後5時）
★24時間365日体制の福祉の総合相談	○中核地域生活支援センター（県内13カ所） ※中核地域生活支援センター一覧は下記千葉県ホームページでご覧いただけます。 https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/chuukaku/kaisetsu.html
★認知症・若年性認知症の人やその家族の悩みについての相談	○ちば認知症相談コールセンター TEL. 043-238-7731（月、火、木、土曜日の午前10時から午後4時） http://www.chiba-alzcc.com/ ○千葉県若年性認知症専用相談窓口 TEL. 043-226-2601（月、水、金曜日の午前9時から午後3時）
★認知症に関する専門医療相談、医療情報提供	○認知症疾患医療センター（県内11カ所） ※認知症疾患医療センター一覧は下記千葉県ホームページでご覧いただけます。 https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/shien/ninchishou/d-center.html
★消費生活に関する相談	○千葉県消費者センター TEL 047-434-0999 （月～金 午前9時から午後4時30分 土曜日 午前9時から午後4時 ただし、平日・土曜日とも、祝休日、年末年始を除く） https://www.pref.chiba.lg.jp/customer/index.html ○市町村の消費生活相談窓口 ※市町村消費生活相談窓口一覧は下記千葉県ホームページからご覧いただけます。 https://www.pref.chiba.lg.jp/customer/soudan/shichou.html
★介護保険の住宅改修について	○お住まいの市町村介護保険窓口
★住宅リフォームなど住まいに関するトラブルについての相談	○住まいのダイヤル（（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター） TEL. 0570-016-100 （午前10時から午後5時 土、日、祝休日、年末年始を除く） https://www.chord.or.jp/
★住宅改修に関する一般的な相談など	○千葉県福祉ふれあいプラザ介護実習センター相談室 TEL：04-7165-2886（金 午前10時から午後4時） http://www.furepla.jp/practice/consultation/

※千葉県健康福祉部高齢者福祉課ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/index.html>

発行：千葉県健康福祉部高齢者福祉課（043-223-2342）